

# 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」

## 骨子案



令和4（2022）年4月



## 1 作成の背景

区では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）を5年に一度策定し、区有施設等のCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組んできたところである。

一方で、区は、令和3（2021）年6月5日の「環境の日」に、地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示すため、令和32（2050）年までに区のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを表明した。

さらに、温対法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を兼ねた「新宿区第三次環境基本計画」（改定版）（以下「改定計画」という。）の骨子案を令和3（2021）年12月に作成し、区における令和12（2030）年度のCO<sub>2</sub>削減目標の見直しや、その達成に向けた施策体系を定めたところである。

こうした流れを踏まえ、ゼロカーボンシティ表明後初の事務事業編の策定を迎える令和4（2022）年度末を待たずに、改定計画の骨子案で定めた区の新たな削減目標を参考にしながら、区有施設等のCO<sub>2</sub>削減目標についてもより高い水準へと見直すとともに、その達成に向けた取組をスピード感を持って推進していく必要がある。

そのため、令和4（2022）年度末の事務事業編の策定に向けた基本的事項（区有施設等におけるCO<sub>2</sub>排出量削減に関する基本方針に加え、CO<sub>2</sub>削減目標の見直しや、その達成に向けた重点的な取組等）をとりまとめた骨子案を作成する。

## 2 課題

区有施設等における令和2（2020）年度のCO<sub>2</sub>排出状況は、基準年度である平成25（2013）年度と比較すると5.6%減少したが、ゼロカーボンシティ実現に向けて、排出量の約60%を占める「電力」の調達のあり方を抜本的に見直すなど、様々な取組を推進していく必要がある。

### 【区有施設等における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出状況】

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

平成25（2013）年度 【基準年度】	令和元（2019）年度		令和2（2020）年度		
		基準年度比		基準年度比	前年度比
24,476	25,090	+2.5%	23,097	△5.6%	△7.9%

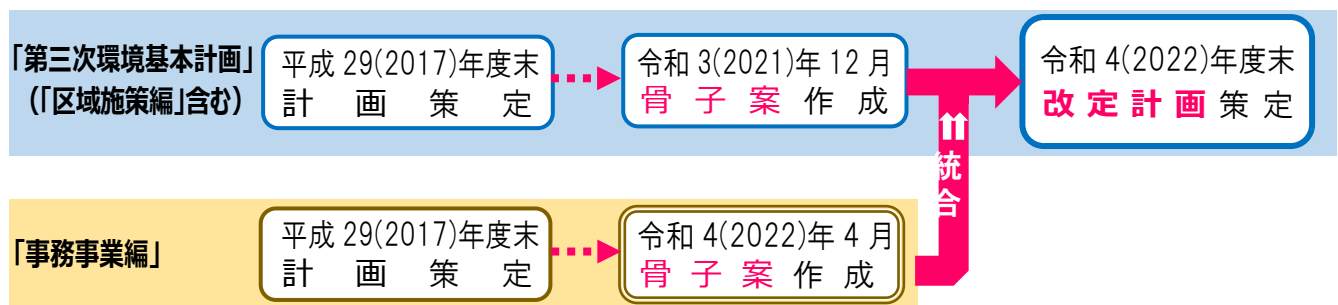
※ 平成29（2017）年度末に策定した事務事業編における区有施設等のCO<sub>2</sub>削減目標の基準年度である平成25（2013）年度と、直近2年度（令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度）の排出量を比較。

### 3 位置づけ

事務事業編の基本的事項をとりまとめたものを骨子案とする。

なお、事務事業編についても、区域施策編を兼ねた改定計画に統合することで、環境施策に係る計画・取組を一本化し、ゼロカーボンシティ実現に向けて効果的にCO<sub>2</sub>排出量削減を推進していく。

また、骨子案で定める事項については、令和4（2022）年度に実施予定のパブリック・コメント（意見公募）や地域説明会等のご意見、さらには環境施策を巡る今後の社会情勢を十分に踏まえて、改定計画に位置付けることとする。



### 4 考え方

令和3（2021）年12月に作成した改定計画の骨子案において、区の令和12（2030）年度のCO<sub>2</sub>削減目標を「平成25（2013）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」とした。ゼロカーボンシティの旗振り役である区は、区有施設等におけるCO<sub>2</sub>排出量削減のための取組を推進することが大きく期待されており、区民・事業者に自主的・積極的な環境配慮の取組を求めていくためにも、区自らの率先行動が必要となる。

### 5 削減目標

令和12（2030）年度において、区有施設等のCO<sub>2</sub>排出量を平成25（2013）年度比で50%削減

→ 区有施設等のCO<sub>2</sub>削減目標を区の削減目標で「高み」と位置付けている50%に設定し、範を示すとともにその達成に向けた取組を積極果敢に実践していく。

（参考：平成29（2017）年度末に策定した事務事業編における削減目標）

令和12（2030）年度において、区有施設等のCO<sub>2</sub>排出量を平成25（2013）年度比で24%削減

#### 国・都の削減目標(事務事業編)

【国】 令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から50%削減

【都】 令和6(2024)年度までに温室効果ガス排出量を平成12(2000)年度比で40%削減



## 6 重点的な取組

区有施設等のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた重点的な取組は、以下のとおりとする。なお、骨子案に定めのない取組については、令和4（2022）年度末に策定する改定計画に統合する事務事業編で定めることとする。

### （1）環境に配慮した電力調達の推進

令和4（2022）年度末に策定する事務事業編の計画期間中（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）に、原則として各施設で調達する電力を全て環境に配慮した電力<sup>※1</sup>とする。

なお、本庁舎、第一分庁舎及び第二分庁舎（分館含む）については、電気需給契約の更新に際し、ゼロカーボン電力<sup>※2</sup>を調達する。

※1 CO<sub>2</sub>調整後排出係数（電気の供給1kWhあたりのCO<sub>2</sub>排出量）が0.220t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下の電力

➔ 削減目標（50%削減）達成に向けて、環境に配慮した電力調達を最大限推進していく必要があることから、平成25（2013）年度（削減目標の基準年度）よりもCO<sub>2</sub>調整後排出係数が低い令和2（2020）年度（直近年度）を基準として、50%以上低い電力を調達していく。

（参考：CO<sub>2</sub>調整後排出係数の比較）

・平成25（2013）年度（削減目標の基準年度）：0.522t-CO<sub>2</sub>/千kWh

・令和2（2020）年度（直近年度）：0.441t-CO<sub>2</sub>/千kWh

※2 CO<sub>2</sub>調整後排出係数がゼロの電力

### （2）建築物における省エネルギー対策等の徹底

#### ① 施設の新築又は建替え時

ア 省エネルギー対策を徹底し、原則として「ZEB Ready<sup>※3</sup>」相当となることを目指す。

ただし、大規模建築物の場合は、「ZEB Oriented<sup>※4</sup>」相当となることを目指すものとする。

イ 原則として、太陽光発電設備を設置する。

#### ② 既存の施設の長寿命化等による改修時

LED照明、人感センサー、高効率空調機などを導入する。

なお、LED照明については、使用頻度や費用対効果等を考慮の上、省エネを目的とした導入を積極的に検討する。

※3 ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

※4 ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

### (3) 電動車<sup>※5</sup>の導入

区の庁用車を新規導入又は更新する際には、業務に適合する代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とする。

その上で、災害時における非常用電源を確保する観点等も踏まえ、電気自動車の優先的な導入や、区有施設への充電設備の設置についても積極的に検討する。

※5 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### (4) その他

#### ① 環境マネジメントの推進

区有施設等から排出されるCO<sub>2</sub>削減目標の達成に向けて、各部門が主体的に環境配慮行動に取り組むとともに、PDCAサイクルを通じた環境マネジメントシステムの継続的な改善を徹底するなど、環境マネジメントのより一層の推進を図る。

#### ② 使い捨てプラスチック

新宿区環境マネジメント方針を踏まえ、使い捨てプラスチックのより一層の使用削減を図る。

#### ③ フロン

HFC（ハイドロフルオロカーボン）等のフロン類冷媒を使用する機器を使用している施設については、機器の点検や点検履歴等の保存を行うなど、管理を徹底する。また、機器の更新等に際しては、原則として、ノンフロン冷媒を使用する製品を導入する。

#### ④ 間伐材

伊那産及び多摩産等の間伐材について、施設を新築又は建替える際などに建材として使用したり、イベント等の各種事業において間伐材使用紙や間伐材による木製品等を活用するなど、利用促進に努める。

#### ⑤ ガス

カーボンニュートラル都市ガスの動向等について注視するなど、ガス由来のCO<sub>2</sub>排出量削減についての方策を検討する。

#### ⑥ 公有地における施設整備助成での取扱い

募集要項に、高効率な省エネルギー設備の設置や環境に配慮した電力の調達など、環境に十分配慮した施設とすることを明記する。

## (参考)「事務事業編」の主な変更点

取組内容	平成29(2017)年度末策定	骨子案	方向性
① 電力調達	電力の種類 一定の環境配慮を行った電力	電力の種類 CO <sub>2</sub> 調整後排出係数0.220以下の電力 ゼロカーボン電力	拡充
② 庁用車	エコカー（都が定める特定低公害・低燃費車）	電動車（電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車）	拡充
③ 建築物の省エネ	施設の新築・建替え	施設の新築・建替え	拡充
	太陽光発電設備	太陽光発電設備	
	既存の施設の長寿命化等による改修時	「ZEB Ready」相当 (大規模建築物の場合は、「ZEB Oriented」相当) 既存の施設の長寿命化等による改修時	
④ 照明	適切な設備改修	LED照明、人感センサー、高効率空調機など導入	拡充
⑤ 使い捨てプラスチック	電力消費量の少ないタイプに更新	省エネを目的としたLED化	拡充
⑥ フロン	-	一層の使用削減	新規
⑦ 間伐材	-	管理の徹底 ノンフロン冷媒を使用する製品の導入	新規
⑧ ガス	-	利用促進	新規
⑨ 公有地における施設整備助成	-	ガス由来のCO <sub>2</sub> 排出量削減の方策検討	新規
⑩ カーボン・オフセット	カーボン・オフセットの実施	募集要項に環境に配慮した施設とすることを明記 (改定計画で整理予定)	新規
⑪ その他	環境マネジメントの推進	環境マネジメントの推進	- 継続